

公 告

下記により入札を実施するので参加されたい。

記

- 1 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達要求番号 監一情一H-002
 - (2) 件 名 防衛監察本部システム用器材(07換装)の運用支援役務(再度)
 - (3) 内 容 仕様書のとおり
 - (4) 履行場所 防衛監察本部
 - (5) 履行期限 令和8年3月1日～令和12年2月28日
- 3 入札日時 令和8年2月12日13:30開札
- 4 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎D棟6階 第3会議室
- 5 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、本条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地方の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年2月3日(火)13:00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省防衛監察本部総務課へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第5項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数(特級、一級、単一級)	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注:1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関す

る分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札保証金及び契約保証金 免除
- 8 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 9 契約書等作成の要否 要(契約金額が50万円を超える場合)
- 10 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項(該当する場合のみ)
- 11 その他
- (1) 入札参加希望者は、資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを事前に提出すること。
提出期限:令和8年2月9日(月)16:00
- (2) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (3) 郵便等による入札参加は、予め担当者に連絡の上、令和8年2月10日(火)16:00までに担当者必着分を有効とする。
なお、郵便等による入札で開札に立ち会わない場合において、再度入札の入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとする。
- (4) 代理人が開札に立ち会う場合、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件は、政府電子調達システム(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受付期間》
公告日から令和8年2月10日(火)17:00まで(行政機関の休日を除く)。
また、電子入札・開札システムにより難しい場合は、紙による入札方式に代えるものとする。
- (6) 資格決定通知書の写しの提出、その他の本契約に関する本書記載事項の詳細についての問い合わせ
防衛監察本部総務課 担当:会計係 馬場 電話番号 03-3268-3111(内線33054)

防衛監察本部仕様書

1 / 14

件名	防衛監察本部システム用器材（07換装）の運用支援役務	作成年月日：令和 7年12月 2日
		改正年月日：令和 年 月 日
		作成課名：防衛監察本部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛監察本部システム用器材（07換装）の運用支援役務について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書の規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用すること。

なお、引用文書に定める項目が、この仕様書の内容と異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の内容が優先する。

1.2.1 引用文書

a) 仕様書等

- 1) 防衛監察本部システム用器材の借上（07換装）（仕様書番号5-341-0001）
- 2) 防衛監察本部システム プロジェクト計画書
- 3) 防衛監察本部システム用器材の借上（07換装） システム構成書
- 4) 防衛監察本部システム用器材の借上（07換装） システム設定書
- 5) 防衛監察本部システム用器材の借上（07換装） 操作マニュアル
- 9) 防衛監察本部システム用器材の借上（07換装） ソフトウェアライセンス証書
- 10) 防衛監察本部システム用器材の借上（07換装） ソフトウェア一覧表
- 11) 防衛監察本部システム用器材の借上（07換装） 情報資産管理標準シート

b) 法令等

- 1) 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- 3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 4) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 5) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 6) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025年（令和7年）5月27日最終改定。デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下“標準ガイドライン”という。）
- 7) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（2025年（令和7年）5月27日最終改定。デジタル庁）（以下“標準ガイドライン解説書”という。）
- 8) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（2025年（令和7年）5月27日最終決定。デジタル庁）（以下“標準ガイドライン実践ガイドブック”という。）
- 9) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）（以下“情報セキュリティ通達”という。）

- 10) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- 11) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装ブ武第188号。31.1.9）
- 12) 防衛省中央OAネットワーク・システム運用管理要綱について（通知）（防整情第3214号。4.3.2）
- 13) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19.4.27）
- 14) 防衛情報通信基盤データ通信利用要領について（通知）（統幕指運第110号。29.7.20）
- 15) 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19.9.20）（以下“情報システム技術基準”という。）
- 16) 電子計算機の賃貸借契約（リース）に係る借上機器の確認実施要領（電（電）-C-00025）

c) 規格

- 1) JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語
- 2) ISO 9001 品質マネジメントシステム—要求事項
- 3) ISO 27001 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
- 4) JIS X 9401 クラウドコンピューティング
- 5) JIS Z 8521 人とシステムとのインタラクション

1.2.2 関連文書

a) 法令等

- 1) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- 2) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 4) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（管調第807号。令和3年1月21日）
- 5) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）（防整サ14551号。令和5年7月3日）

b) 技術文書等

防衛監察本部システムの運用支援役務（令和6年度 防衛監察本部仕様書）

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS X 0001～JIS X 0032, JIS X 9401及びJIS Z 8521によるほか、表1のとおりとする。

表 1 用語の定義

番号	用語	定義
1	C O T S	機器やシステムの一部を構成する市販品である機器・部品、ソフトウェアなどをいい、市販品に改良を加えたもの、及び付加機能を追加したものを含む。
2	防衛省中央O Aネットワーク・システム	防衛省中央O Aネットワーク・システム基本構想に基づき、総合的な情報化を推進するための共通基盤をいう。以下“省O A”という。
3	防衛省O Aシステム基盤	防衛省における業務系システムを集約し、横断的に使用される機能を有した基盤をいう。以下“省O A基盤”という。
4	防衛情報通信基盤（D I I）	防衛情報通信基盤（Defense Information Infrastructureの略） 防衛省・自衛隊のコンピューター・システム等を收容し、体系的に構築される超高速・大容量の共通ネットワークをいう。以下，“D I I”という。
5	部内系	DII(オープン系)のうち、省内における電子メール送受信及び政府共通ネットワークとの通信を行う物理ネットワークで、インターネットから隔離されたものをいう。
6	部外系	DII(オープン系)のうち、インターネットを利用した Web 閲覧、情報収集及び電子メール送受信を行う論理ネットワークをいう。
7	市ヶ谷構内ネットワーク	平成24年度に整備された市ヶ谷駐屯地・基地内の同一庁舎内フロア間及び庁舎間のデータ伝送を行うIP ネットワークを指す。各庁舎内フロアのノード室のアクセススイッチを整備分界点とし、接続を承認された情報システムについては、整備分界点までの配線及び接続を行う。
8	市ヶ谷 LAN	市ヶ谷構内の各種システムを收容するため、整備された構内回線(光ケーブル)
9	各機関等	内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁を指す。
10	借上器材	借上対象となるハードウェア及びソフトウェア並びに本契約履行に必要な借上品を指す。
11	管理端末	システム管理及びアンケート作成装置(ハードディスクドライブ等の内蔵装置、ディスプレイ、キーボード及びマウスを含む。)をいう。
12	ネットワーク機器	ルータ、スイッチングハブ

13	加入システム	DII に接続されているシステムをいう。
14	仮想サーバ	ソフトウェア等による仮想化技術で抽象化されたサーバをいう。
15	仮想ストレージ	ソフトウェア等による仮想化技術で抽象化されたストレージをいう。
16	仮想ネットワーク	ソフトウェア等による仮想化技術で抽象化されたネットワークをいう。
17	ユーザビリティ	情報システムにおける機能性，操作性などの使い勝手をいう。
18	監本システム	防衛監察本部システムをいう。
19	監本システム担当者	監本システムの管理運用を担当する職員をいう。
20	監本システム管理者	監本システム全般の運用管理を担当する職員をいう。
21	RMF	Risk Management Framework 防衛省・自衛隊の情報システムの整備，運用，廃棄といったライフサイクル全般を通じて行うリスク管理枠組みに関する業務

2 調達案件の概要

2.1 背景

本業務は，令和8年3月に運用開始を予定している監本システムの機器及び各サービスを安定稼働させ，円滑な運用を継続的に維持することを目的とする。

2.2 期待する効果

本役務は，監本システムの運用において，監本システムの機器及び各サービスを安定稼働させ，円滑な運用を図るため，監本システムの監視業務，システム維持業務及び障害等対応業務，等の運用管理支援，並びにアンケート調査業務，RMF対応を含めたセキュリティの維持及び各種システム報告（情報資産管理標準シート，DII報告，等）の作業において，技術的な支援を受けるものである。

2.3 期待する効果

期待する効果は，次による。

a) 動作環境の安定稼働

監本システムの機器等の設定を適切に維持し，稼働させ，監本システムを使用した業務が円滑に実施できる。

b) アンケート調査業務の効率的な実施

監本システムの利用者からのシステムの操作方法及び不具合等に関する問合せを受付け，不具合の解決，アンケート集計業務の技術的な支援をし，アンケート調査業務を効率的に実施できる。

c) 適切なセキュリティの維持

RMFに基づく技術的な各種対応を支援するとともに、運用するハード及びソフトウェアのアップデート情報を把握し適切な状態を維持できる。

2.4 本業務期間

監本システムの機器等の借上期間を踏まえ、本業務期間は、令和8年3月1日から令和12年2月28日までとする。

2.5 業務・システムの概要

本業務は、調達案件“防衛監察本部システム用器材の借上（07換装）”により借上げるサーバ、端末等の機器及びソフトウェアを対象とする。（官側保有のソフトウェアライセンス等は除く。）当該機器及びソフトウェアを安定稼働させ、円滑な運用を図るものとし、監視業務、システム維持業務及び障害等対応業務等の監本システムの運用に要する業務を対象とする。

3 作業の内容

本業務に要求する作業は次による。

3.1 一般事項

一般事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、作業の実施に当たり、**標準ガイドライン**及び**標準ガイドライン解説書**等を参照し対応すること。
- b) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に係る官側との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者を定め、官側に通知するものとする。
- c) RMFの実施結果を基準とし、脆弱性の対策に必要な留意事項を官側と協議、決定し対応すること。

3.2 運用に係る作業の内容

運用に係る作業の内容は、次による。

3.2.1 業務実施計画書等の作成

a) 業務実施計画書の作成

- 1) 契約の相手方は、年1回、本調達仕様書及び防衛監察本部システムのプロジェクト計画書に基づき、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、官側の確認を得ること。
- 2) 業務実施計画書には少なくとも以下の事項を含めること。
 - ① 作業概要
 - ② 作業体制
 - ③ スケジュール及びWBS（作業工程表）
※WBSには作業項目、作業内容、スケジュール、担当者等を記載すること。
 - ④ 提出物一覧
 - ⑤ 会議体
 - ⑥ 業務実施要領の概要
 - ⑦ 情報資産管理標準シートの提出時期

3) 契約の相手方は、必要に応じて業務実施計画書を修正し、官側の確認を得ること。

b) 業務実施要領書の作成

1) 契約の相手方は、年1回、業務実施計画書に基づき、契約締結後速やかに業務実施要領書を作成し、官側の確認を得ること。

2) 業務実施要領書には少なくとも以下の事項を含めること。

- ① 進捗管理
- ② リスク管理
- ③ 課題管理
- ④ 変更管理
- ⑤ 体制管理
- ⑥ 工程管理
- ⑦ 品質管理
- ⑧ システム構成管理
- ⑨ コミュニケーション管理
- ⑩ 情報セキュリティ対策

3) 契約の相手方は、必要に応じて業務実施要領書を修正し、官側の確認を得ること。

c) 情報資産管理標準シート（契約金額内訳）等の提出

1) 契約の相手方は、**標準ガイドライン**別紙2“情報システムの経費区分”に基づき区分された契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シート（契約金額内訳）を契約締結後速やかに提出すること。

2) 契約の相手方は、契約金額に基づく運用等経費の内訳を契約締結後速やかに提出すること。

3) 契約の相手方は、**標準ガイドライン**別紙3“調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出に関する作業内容”の各項に従って作成した情報資産管理標準シートを、業務実施要領書等で定める時期までに提出すること。提出に際し、官側から別途様式が提示された場合は、その指示に従うこと。

4) 契約の相手方は、契約締結後速やかに**標準ガイドライン**別紙5に示す情報資産管理標準シートを提出すること。

3.2.2 運用に係る全般的事項

運用に係る全般的事項は、次による。

a) 契約の相手方は、本調達仕様書を満たす運用体制を用意すること。

b) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に係る官側で集約したシステムに関する問い合わせ及び障害対応等の各種運用対応の依頼を一元的に受け付ける運用受付窓口を設置すること。

c) 運用受付窓口の受付時間は9時00分～17時30分（土日、祝日及び年末年始を除く。）の間とする。

d) 受け付けた問い合わせをインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで、対応を継続すること。

e) 運用対応は日本語で実施すること。

3.2.3 定常時の対応

定常時の対応は、次による。

- a) 契約の相手方は、運用作業手順書等を踏まえ、次に示す定常時の運用業務を行うこと。
 - 1) 監視業務

システムの機能の稼働状況を把握し、異常の有無を検知すること。また、ソフトウェア修正等のシステムの維持に要する情報を収集すること。
 - 2) システム維持業務

システムを安定的に稼働させるため、システム稼働状況に応じ、通信帯域、メモリ及びディスク資源等のリソースを最適に配分し、一括処理及びログ取得処理等の実施を調整すること。システムの復旧に備え、必要に応じ、ソフトウェア及びデータのバックアップを取得し、保管しておくこと。また、脆弱性修正プログラムの適用及びソフトウェアのアップデート等を安全かつ確実に実施すること。
 - 3) システム利用者等サポート業務

本業務の契約の履行に係る官側で集約したシステム利用者（管理者を含む）からの機能、操作及び不具合等に関する問合せを受け付け、システムの円滑な利用を支援すること。
 - 4) 作業実績等に係るデータの収集及び報告業務

各種の作業実績等に係るデータの収集・整理を行い、適宜、官側に報告すること。

3.2.4 障害発生時の対応

障害発生時の対応は、次による。

- a) 契約の相手方は、システムの障害（情報セキュリティインシデントを含む。以下同じ。）が発生し、又は発生が見込まれる場合には、速やかに防衛省に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、障害等の受付、障害の切り分け、障害の拡大防止、障害の復旧、障害の再発防止及び障害対応管理等の対応業務を行うこと。具体的な実施内容及び手順は、システム取扱説明書等に基づくものとするが、障害の様態等に応じて柔軟に対応すること。
- b) 契約の相手方は、システムの障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い防衛省に報告するとともに、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策や再発防止策を提案すること。

3.2.5 報告等

日次、年次の報告等は、次による。

- a) 契約の相手方は、作業実施計画書に基づき実施した役務について、作業従事者管理報告書及び役務実施年間報告書を作成し、防衛省に報告すること。
- b) 役務実施年間報告書には、作業実施計画書に基づく年間の運用作業の実施状況と必要に応じた改善提案を含めること。

3.2.6 システム監査（RMFを含む）・事業継続訓練の支援

システム監査・事業継続訓練の支援は、次による。

- a) 防衛省が別途実施する情報セキュリティ監査において、ヒアリングシートの記入や必要なデータの提出及び監査の実施者によるヒアリング等に対応すること。

- b) 防衛省が別途実施する事業継続訓練において、訓練の準備に要する資料への記入や必要なデータの提出及び訓練の運営者によるヒアリング等に対応すること。

3.2.7 加入調査支援

官側が別途実施する省OA, D I I 及び市ヶ谷LAN加入調査会等において、ヒアリングシートの記入や必要なデータの提出、調査を実施する事業者のヒアリング等において技術的支援を行うこと。

3.2.8 情報システムの現況確認支援

情報システムの現況確認支援は、次による。

- a) 契約の相手方は、年1回、防衛省の指示に基づき、情報資産管理標準シートと情報システムの現況との突合・確認（以下“現況確認”という。）を実施・支援すること。
- b) 契約の相手方は、現況確認の結果、情報資産管理標準シートと情報システムの現況との間に差異が認められる場合は、速やかに防衛省に報告すること。
- c) 契約の相手方は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、速やかに防衛省に報告すること。
- d) 契約の相手方は、現況確認においてソフトウェア製品のバージョンを確認し、その結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、速やかに防衛省に報告すること。

3.3 提出書類等

提出書類の範囲、提出時期等は、表2による。

表2 提出書類

番号	文書名	部数	提出時期	提出先	備考
1	業務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛監察本部 企画室	“9 役務従事者の資格等”により要求される資格証明書の写し及び職務経歴書等を添付すること。
2	情報資産管理標準シート (契約金額内訳)	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛監察本部 企画室	
3	業務実施計画書	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛監察本部 企画室	
4	業務実施要領書	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛監察本部 企画室	
5	作業従事者管理報告書	紙媒体：1	日次	防衛監察本部 企画室	情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づく従事者ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録したもの
6	令和8年度 役務実施年間 報告書	紙媒体：1	令和9年2月28日迄	防衛監察本部 企画室	
7	令和9年度 役務実施年間 報告書	紙媒体：1	令和10年2月29日迄	防衛監察本部 企画室	
8	令和10年度 役務実施年間 報告書	紙媒体：1	令和11年2月28日迄	防衛監察本部 企画室	
9	令和11年度 役務実施年間 報告書	紙媒体：1	令和12年2月28日迄	防衛監察本部 企画室	

電子媒体の種類及び方式は、官側との調整によるものとし、CD-R又はDVD-R等による場合は、可能な限り1枚にまとめ、追記不可の処置を行うこと。

3.1 検査

検査は、提出書類に示された各提出時期までに官側の確認を受け、提出することにより、行うものとする。

4 満たすべき要件

本業務に要求する作業を行うに当たり、本仕様書及び別紙“サービスレベル合意書”に示すサービス水準を満足させること。

5 作業の実施体制・方法等

作業の実施体制・方法等は、次による。

5.1 作業実施体制等

本業務を実施するための体制として、役務員は、プロジェクトマネージャ及びシステムエンジニアにより構成するものとする。プロジェクトマネージャは、プロジェクトを運営し、官側との調整を行う役割として、1名を置くこと。システムエンジニアはシステムの機器等の運用及びヘルプデスク等の実務を行う役割として、1名以上を置くものとする。

5.2 作業の実施方法

作業の実施方法は、次による。

a) 作業時間

9時00分～12時00分及び13時00分～17時45分とする。(土日、祝日及び年末年始を除く。)

b) 作業の実施場所

監本システムの機器等の設置場所及び官側が指定する場所とする。

6 情報の保全

契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たっては、次の事項について遵守すること。

- a) 契約の相手方は、防衛省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- b) 契約の相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)**に定める特約条項により、サプライチェーン・リスク対応を行うこと。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。)その他非公知の情報(以下“保護すべき情報等”という。)の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)**における添付書類“装備品等及び役務の調達における情報セ

セキュリティの確保における特約条項”及び当該添付書類の別紙“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて。）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知すること。

- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- 3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

7 知的財産の取扱い

著作権等の知的財産の取扱いは、次による。

- a) 契約の相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官側に提出された著作物（契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手側が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）及びプログラムの著作物を除く。）についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を官側に譲渡し、著作者人格権を行使しないものとする。また、当該著作物の著作者が契約の相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。
- b) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官側に提出された契約の相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち契約の相手方の指定するものの複製を除く。）することができる。
- c) 官側は、契約の相手方からa)項により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) c)項にかかわらず、契約の相手側は、防衛省の使用に供する目的で、a)項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- e) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。契約の相手方が、前文の必要な措置を講じなかったことにより官側が損害を受けた場合は、官側は契約の相手方に対してその賠償を請求することができる。

8 役務従事者の資格等

役務員は日本国籍を有し、本役務を実施する上で、次に示す資格又は能力等を有すること。役務員は、過去5年以内に、仮想クラウド技術を含むシステムの設計、構築、維持管理及び技術支援、評価などに関する役務を行った実績を有すること。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する作業に従事する個人（以下「役務員」という。）を確保すること。
- b) 役務員が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績を有すること。
- c) 役務員のうち、少なくとも1名以上が防衛省・自衛隊の情報システムの調達に関する知識を有していること。
- d) 役務員のうち、少なくとも1名以上が防衛省・自衛隊の情報セキュリティに関する知識を有していること。
- e) 役務員のうち、少なくとも1名以上が防衛省・自衛隊の情報システムにおける、標準ガイドラインに基づく設計、製造、運用等のライフサイクルにわたるプロジェクト管理の知識を有していること。

9 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他运营管理の方法（以下“再委託先名等”という。）について記載した文書を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、上項**b)**又は**c)**により再委託を行う場合には、契約の相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し“**7 情報の保全**”に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項**b)**又は**c)**に基づき再委託先の事業者による業務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

10 資料の貸与等

資料の貸与は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側と調整することにより、表3及び官側が本業務の実施に必要なと認められた資料の貸与を無償で受けることができる。

表3 貸与資料

番号	名称	秘密区分	媒体	数量	貸付期限	貸付・返却場所
1	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19.9.20）別冊“注意”	注意	紙	1部	契約締結後～貸借終了日	防衛監察本部
2	防衛監察本部システムのプロジェクト計画書	—	紙	1部	契約締結後～貸借終了日	防衛監察本部

注 応札者は、官側の指定する場所・日時において、※表3の文書を閲覧することができる。

- b) 契約の相手方は、防衛省が保有する資料の貸与を受ける場合は、善良なる管理者の注意をもって取扱うこととし、法令及び関連規則等に従い、防衛省が指定する条件を遵守すること。
- c) 契約の相手方は、本業務期間満了までに、防衛省から貸与された資料を返却すること。

11 官側の支援

契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たって必要な場合は、契約担当官等を通じて、防衛省が認める範囲内において、次に示す官側の支援を無償で得ることができる。

a) 国有財産の使用

契約の相手方は、本業務の遂行に伴い、次の施設、設備等を適切な管理の下、必要な範囲で、無償で使用することができる。

- 1) 業務に必要な電気設備、水道設備
- 2) 防衛省内における施設
- 3) 防衛省の保有する器材
- 4) 防衛省内の回線
- 5) その他防衛省が認める施設、設備等

b) 国有財産の使用制限

国有財産の使用制限は、次による。

- 1) 契約の相手方は、上項a)の国有財産について、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- 2) 契約の相手方は、あらかじめ防衛省と協議した上で、防衛省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

- 3) 契約の相手方は、上項1)で設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに必要な原状回復を行う。
- 4) 契約の相手方は、既存の建築物、工作物等に汚損、損傷（機器の故障等を含む。以下同じ。）等を与えないよう十分に注意し、損傷が生じるおそれがある場合は、養生を行うものとする。損傷が生じた場合は、契約の相手方の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

12 立入禁止場所等への立入提出資料等

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、立ち入り禁止区域への立入が必要な場合には、官側が定める規則等に従い、事前に立入申請を行うこと。

13 仕様書の疑義

この仕様書において疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議すること。

14 附属書等

次による文書は、この仕様書の一部をなすものとする。

別紙 “サービスレベル合意書”

サービスレベル合意書

本業務に要求する作業を行うに当たり、実施する各サービス項目の達成すべき水準は、表1による。

別表1 サービスの達成すべき水準

No	分類	サービス項目	達成すべき水準
1	監視業務	システム機能の稼働状況の把握	システムの各機能の稼働状況の把握するため、ログデータ等の分析を、9時00分～17時30分（土日、祝日及び年末年始を除く。）の間、現地での確認は月1回以上の実施。
2		ソフトウェアの脆弱性情報等の情報の収集	システムのソフトウェアに関する新規の脆弱性情報等のシステム維持に要する情報の収集を、9時00分～12時00分及び13時00分～17時45分（土日、祝日及び年末年始を除く。）の間、1ヶ月当たり1回以上の実施。
3	システム維持業務	システムリソースの配分見直し	通信帯域、プロセッサ、メモリ及びディスク資源等のシステムリソースの配分の見直し及び見直しに基づくシステム設定の調整を、必要に応じ1日当たり1回以上実施。
4		一括処理等の調整	システムに設定された一括処理（定期再起動、本システムのソフトウェアが実施する内部の定期一括処理）及びログ取得処理等のシステムの定常的な自動処理の履歴を分析し、システム設定の調整を、必要に応じ月1回以上実施。
5		システムバックアップ	システムのソフトウェアのバックアップ取得及び当該バックアップファイルの完全性検証を、1か月当たり1回以上実施すること。バックアップファイルは3世代以上保持しておくこと。
6		ログデータバックアップ	システムのログデータのバックアップ取得及び当該バックアップファイルの完全性検証を1か月当たり1回以上実施すること。インシデント追跡の所要に備え、全てのバックアップファイルを保持しておくこと。
7		ソフトウェアのバージョンアップデート	保守を担当する事業者から提供される、ソフトウェアの修正プログラムについて、当該プログラム適用による影響検証及びシステムへの適用を、必要に応じ年1回以上実施。

別表1 サービスの達成すべき水準（続き）

No	分類	サービス項目	達成すべき水準
8	システム利用者等サポート業務	システム利用者等からの問合せ受付	本業務の契約の履行に係る官側で集約したシステム利用者（管理者を含む）からのシステムのハードウェア及びソフトウェアに係る操作方法及び不具合等に関する問合せを電話、メール等により、9時00分～17時30分（土日、祝日及び年末年始を除く。）の間受け付けること。
9		システム担当者等への技術支援	D I I（オープン系）、市ヶ谷LAN、省OA基盤等、使用する官側サービスの加入調査等の確認支援、アンケート調査業務の技術支援及び調整会議に際し、必要に応じて年1回以上支援すること。
10	作業報告業務	作業実績等に係るデータの収集及び報告	各種の作業実績等に係るデータの収集・整理を適宜に行い、日次及び年次等、定められた時期に官側へ報告すること。
11	障害等対応業務	システム障害（情報セキュリティインシデントを含む）への対応	障害（情報セキュリティインシデントを含む。）の発生、又は発生が見込まれる場合を認知した都度を実施すること。
12		障害（情報セキュリティインシデントを含む）対応結果に基づく改善	障害（情報セキュリティインシデントを含む）対応の終了後、1か月以内に結果を分析し、分析結果及び必要なシステムの改善案等を提出すること。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年12月10日
	作成部課	防衛監察本部総務課
	作成年月	令和7年12月10日
品名	防衛監察本部システム用器材（07換装）の運用支援役務	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
技術基準を示す情報	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)(運情第9249号。19.9.20別冊(注意))	なし	書面により授受を明確にすること。

3 特記事項

なし

